

仙台市障害者保健福祉計画 （令和6年度～令和11年度）

中間評価報告書（案）

令和8年9月2日

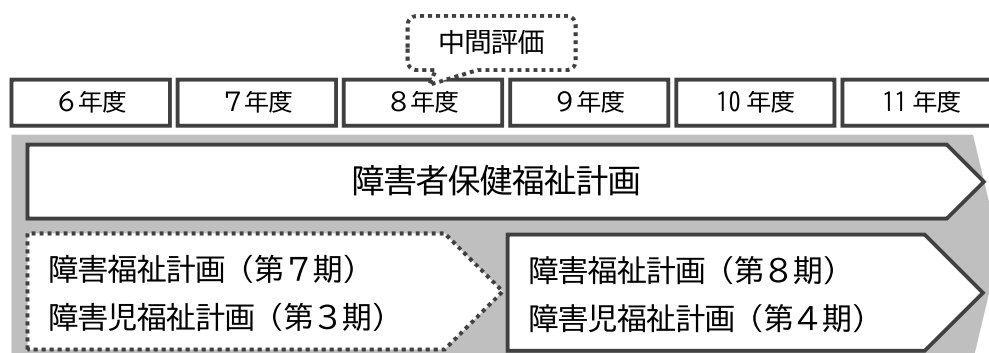
仙台市

I 中間評価の趣旨

仙台市では、令和6年3月に障害者基本法に基づく市町村計画である「仙台市障害者保健福祉計画」と、障害者総合支援法¹に基づく市町村障害福祉計画である「仙台市障害福祉計画（第7期）」及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画である「仙台市障害児福祉計画（第3期）」を策定した。

各計画の計画期間は、「仙台市障害者保健福祉計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間、「仙台市障害福祉計画（第7期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」は令和6年度から令和8年度までの3年間である。

令和8年度は、「仙台市障害者保健福祉計画」の中間年次であるとともに、「仙台市障害福祉計画（第7期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」の最終年度にあたることから、今期計画期間中の取組実績や法改正等の社会環境の変化を踏まえ、後期及び次期計画に向けた施策の方向性を整理するため、中間評価を実施した。



◆ 図：計画期間の全体像

理念	共生のまち・共生する社会
基本目標	一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる
基本方針	①共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進 ②障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実 ③地域での安定した生活を支援する体制の充実 ④自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実 ⑤安心して暮らせる生活環境の整備

◆ 図：計画の方向性

¹「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

Ⅱ 評価項目及び評価方法

1 評価対象事業

令和6年度・219事業、令和7年度・222事業を対象とする。

ただし、令和8年9月までの期間における評価可能な実績については評価対象に含むこととする。

2 評価対象期間

仙台市障害者保健福祉計画の期間のうち、令和6年度及び令和7年度の2年間を主な対象期間とする。

3 中間評価の方法

仙台市障害者保健福祉計画の進捗を確認し、今後の着実な推進に向けた資料とすることを目的として、計画の中間年度にあたる令和8年度に中間評価を実施する。

具体的には、計画掲載事業等の実績値取りまとめ（量的モニタリング）結果と、当事者や支援者等への調査（質的モニタリング）の結果を踏まえ、計画前期における進捗状況や課題を整理するとともに、社会環境の変化も勘案しながら、必要な見直しを行う。

Ⅲ 前期の進捗状況

1 基本方針ごとの進捗状況及び課題

基本方針	前期の進捗状況及び課題	
基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進	進捗	障害理解サポーター事業の対象を小中学生まで拡大したほか、ポータルサイトの開設等により、障害理解の普及啓発を推進した。また、パラスポーツ体験イベントや「Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAI」の共催をはじめとする文化芸術活動の推進を通じて、障害理解を深める機会の創出に取り組んだ。
	課題	当事者からは、以前よりも声がけしてもらえる機会が増えたという声がある一方、日常生活において障害への理解や合理的配慮が十分でない事例も依然として見られることから、後期においては、日常生活における障害への理解や合理的配慮の一層の浸透を図るため、様々な機会を活用した更なる周知啓発や参加促進に取り組む必要がある。
基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実	進捗	発達相談支援センターアーチルや児童発達支援センターによる定期訪問や市立小中学校へのインクルーシブ推進教諭の配置を通じて、支援者の心理的負担の軽減や支援力の向上、関係機関の連携強化を図るなど、障害のある児童に対する支援体制の充実に向けた取組を推進した。

基本方針	前期の進捗状況及び課題	
基本方針２ 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実	課題	後期においては、改正児童福祉法（令和６年４月施行）による児童発達支援センターの４つの中核機能の確保を含む就学前療育支援システムのあり方の検討等を地域の関係機関と連携して進めるとともに、学校や地域における障害理解の促進や、児童福祉サービス事業所での手厚いケアを必要とする児童の受入れ促進のための人材確保や支援環境の整備を進める必要がある。
基本方針３ 地域での安定した生活を支援する体制の充実	進捗	令和６年度から基幹相談支援センターを委託化し、地域の相談支援機関との連携強化や相談支援体制の充実に向けた取組を推進した。また、グループホームや医療型短期入所事業所の整備促進等を通じて、障害のある方の地域生活を支える居住支援を推進した。さらに、多職種によるアウトリーチ支援や長期在院者の地域移行支援を通じて、精神障害のある方の地域生活への移行及び定着に向けた取組を推進した。
	課題	後期においては、緊急時の受入体制や医療的ケア児者等への支援基盤の充実を図るとともに、精神障害のある方の地域移行・定着支援及びひきこもり状態にある方の社会参加に向けた継続的な支援体制の充実に取り組む必要がある。
基本方針４ 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実	進捗	障害者雇用促進セミナーや就労移行支援事業所等連絡会議の開催を通じて、企業における障害者雇用への理解促進、就労支援機関の支援スキルの向上及びネットワーク強化を推進した。また、障害のある方が制作したアート作品の発表機会の創出や、企業・事業所との連携支援の推進を通じて、障害のある方の社会参加を促進した。
	課題	後期においては、企業における障害理解の更なる促進や障害者雇用に関する相談窓口の周知を進めるとともに、企業との連携強化や事業所の受注力向上を通じた就労機会の拡大及び工賃向上を図る必要がある。また、文化芸術分野においては、作品の発表及び活用機会の更なる拡充に取り組む必要がある。
基本方針５ 安心して暮らせる生活環境の整備	進捗	生活介護事業所の整備を推進する等、より手厚い支援を必要とする方の生活環境の充実を進めた。また、人材確保・定着に向けたガイドブックの作成や職層別セミナーの開催等を通じて、障害福祉サービス提供体制の充実に取り組んだ。
	課題	後期においては、本人及び家族の高齢化への対応や障害福祉人材の定着・確保に向けた取組を継続するとともに、災害に備えた支援体制の整備に向け、災害時個別計画と令和７年度から作成が開始された個別避難計画との役割を整理するとともに、円滑な運用体制の構築に取り組む必要がある。

2 成果指標（アウトプット指標）の達成状況

■基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

単位		R 6	R 7	R 8	R11
障害のある方への理解が深まってきたと回答した割合※1	目標値	—	—	—	基準値比増
(1)障害理解サポーター事業における障害理解サポーター養成研修実施回数	目標値	43 回	46 回	50 回	50 回
	実績値	44 回	38 回	—	—
(2)パラスポーツにかかるイベント等の開催回数	目標値	50 回	55 回	60 回	70 回
	実績値	95 回	85 回	—	—
(3) Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAI の入場者数	目標値	3,900 人	4,000 人	4,100 人	4,300 人
	実績値	5,602 人	3,657 人	—	—

※1 基準値：令和4年度 仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果 52.1%

■基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

単位		R 6	R 7	R 8	R11
障害児の家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度※2	目標値	—	—	—	基準値比増
(1)児童発達支援センターによる相談支援回数	目標値	2,500 回	2,750 回	3,000 回	3,750 回
	実績値	2,262 回	2,171 回	—	—
(2)児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	目標値	1,600 回	1,800 回	2,000 回	2,600 回
	実績値	1,106 回	1,177 回	—	—
(3)保育所等訪問支援事業所による支援回数	目標値	432 回	480 回	528 回	672 回
	実績値	367 回	542 回	—	—
(4)アーチルによる施設支援を目的として訪問した学校数(通常学級・支援学級)	目標値	17 校	22 校	27 校	42 校
	実績値	19 校	30 校	—	—
(5)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	目標値	19 箇所	25 箇所	31 箇所	32 箇所
	実績値	19 箇所	18 箇所	—	—

※2 基準値：令和4年度 仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果 2.31

■基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

単位		R 6	R 7	R 8	R11
障害のある方・家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度※3	目標値	—	—	—	基準値比増
(1)地域生活支援拠点における基幹相談支援センター等とのケース検討回数	目標値	17 回	17 回	17 回	17 回
	実績値	25 回	45 回	—	—
(2)基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化の取組件数	目標値	80 回	80 回	80 回	80 回
	実績値	90 回	151 回	—	—
(3)共同生活援助(グループホーム)の利用者数/月	目標値	1,609 人	1,756 人	1,915 人	2,487 人
	実績値	1,648 人	1,829 人	—	—
(4)短期入所事業所(医療型)の利用者数/月	目標値	34 人	37 人	40 人	52 人
	実績値	70 人	78 人	—	—
(5)視覚障害者支援センターにおけるICT機器等利用に関する相談者数	目標値	318 人	332 人	345 人	345 人
	実績値	335 人	337 人	—	—

※3 基準値：令和4年度 仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果 2.48

■基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

単位		R 6	R 7	R 8	R11
障害のある方・家族の希望に応じた社会参加や就労に向けた取り組みへの評価度※4	目標値	—	—	—	基準値比増
(1)障害者雇用促進セミナーの開催回数	目標値	4 回	4 回	4 回	4 回
	実績値	4 回	4 回	—	—
(2)就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数	目標値	4 回	4 回	4 回	4 回
	実績値	4 回	4 回	—	—
(3)ふれあい製品フェアや市内の商業施設等での販売会開催回数	目標値	20 回	20 回	20 回	20 回
	実績値	20 回	21 回	—	—
(4)障害のある方の鑑賞、創造、発表の機会の拡大に資する取組回数	目標値	4 回	4 回	4 回	4 回
	実績値	5 回	5 回	—	—
(5)パラスポーツ教室開催回数	目標値	6 回	6 回	6 回	6 回
	実績値	8 回	9 回	—	—

※4 基準値：令和5年度 仙台市市民意識調査結果 年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらない、一人ひとりの状況に応じた就労や社会参加などの機会づくり（施策評価度 2.55）

■基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

単位		R 6	R 7	R 8	R11
障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みへの評価度※5	目標値	—	—	—	基準値比増
(1) (仮称) 青葉障害者福祉センターの整備の進捗状況	目標値	実施設計	建設工事	建設工事	運営
	実績値	対策実施	実施設計	—	—
(2) 生活介護事業所の定員数	目標値	1,401 人	1,464 人	1,527 人	1,716 人
	実績値	1,542 人	1,624 人	—	—
(3) 災害時個別計画の新規作成件数	目標値	20 件	20 件	20 件	20 件
	実績値	36 件	29 件	—	—
(4) 事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数	目標値	2 回	2 回	2 回	2 回
	実績値	2 回	3 回	—	—
(5) 障害福祉事務センターの運営	目標値	設置	運営	運営	運営
	実績値	設置・運営	運営	—	—

※5 基準値：令和5年度 仙台市市民意識調査結果 一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことができるまちである（施策評価度 2.66）

IV 中間評価

本計画の前期においては、障害理解の普及啓発や地域における障害児支援体制の充実、地域生活を支える相談支援及び居住支援の推進、障害者の社会参加や就労支援の充実など、多くの分野で着実に施策を推進してきた。成果指標についても、基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化の取組件数、グループホーム利用者数や短期入所事業所（医療型）利用者数、各種就労支援や社会参加に関する取組など、多くの項目で目標値を達成又は上回る実績となり、計画に基づく取組みが着実に進展しているものと評価できる。

一方で、障害への理解や合理的配慮が十分に浸透していない事例が依然として報告されていることに加え、障害のある児童に対する切れ目のない支援体制の充実、重症心身障害児者や医療的ケア児者など、より手厚いケアを必要とする方への支援基盤の強化、緊急時の受入体制の充実、障害福祉人材の確保・定着等の課題については、引き続き関係機関と連携しながら施策を着実に推進する必要がある。

後期においては、法改正等の社会環境の変化を踏まえながら、これらの課題への対応を強化するとともに、障害のある方一人ひとりの意思や多様なニーズに応じた支援の充実を図っていく必要がある。また、障害理解の促進や障害児者とその家族への支援の充実、地域生活を支える基盤整備、社会参加及び就労機会の拡大に引き続き取り組み、障害の有無に関わらず、誰もが生きがいを感じ、自分らしく生きることができる共生社会の実現に向けて施策を推進していく必要がある。

V 後期における取組の方向性

1 障害のある方を取り巻く状況の変化

令和6年3月に本計画を策定して以降も、障害福祉施策を取り巻く制度や社会環境は変化を続けている。

障害福祉施策の利用者は、前計画期間中に引き続き増加傾向にある。障害福祉サービス（者）利用者数（複数サービス利用による重複を含む）は、令和7年度末時点で12,853人であり、現行の計画を策定した令和4年度と比較すると、特に就労継続支援B型では、891人（30.9%）、共同生活援助（グループホーム）では、457人（33.8%）増加するなど、訓練等給付サービスを中心に大きく増加している。また、障害福祉サービス（児）利用者数（複数サービス利用による重複を含む）は、令和7年度末時点で4,442人であり、令和4年度と比較した増加率は（者）の増加率をも上回った。中でも放課後等デイサービスの利用者数は、令和4年度と比較して873人増（35.8%増）と大幅に増加している。これらの利用者に障害福祉サービスを提供する事業所数も、同じく高い増加率を見せているが、今後は、就労支援施策への社会的要請の高まりや、本人や家族の高齢化にも対応した地域生活基盤の充実に向けた、中長期的視点に立った施策が一層重要となる。

本市では、令和7年3月に「仙台市ダイバーシティ推進指針」を策定し、多様性を尊重し誰もが安心して住み続け、活躍できるまちづくりを推進している。障害福祉施策の推進においても、障害の有無に関わらず、一人ひとりの多様な個性や価値観が尊重される共生社会の実現に向け、ダイバーシティの視点を踏まえた取組みを力強く進めていく必要がある。

また、国においては、障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域生活への移行及び定着を推進するとともに、地域生活を支えるサービス基盤や相談支援体制の充実が進められている。令和7年6月には「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、手話が言語であるとの認識の普及や情報保障の強化が求められている。加えて、令和8年4月には「高次脳機能障害者支援法」が施行され、専門的相談支援体制の整備や医療・福祉・就労支援の連携強化、家族支援の充実及び理解促進の重要性が一層高まっている。このほか、令和9年4月より「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が改正され、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」として新たに施行されることから、医療的ケア児者及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の更なる充実に向けて、今後の制度動向を踏まえた施策の推進が求められている。

2 後期における取組の方向性

中間評価の結果及び前項に示した状況の変化を踏まえ、本計画の理念、基本目標及び基本方針は継続しながら、その実現に向けた取組を着実に推進していく。

そのうえで、後期においては、前期において成果が見られた取組については更なる充実を図るとともに、中間評価を通じて明らかとなった課題への対応を強化する。

さらには、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段に対する理解促進及び意思疎通支援の充実や、高次脳機能障害のある方への支援体制の整備にも注力していく。

3 新たに設定する重点取組

前項に示した取組の方向性を踏まえ、新たに以下の重点取組を設定する。

(1)基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

- ・ 高次脳機能障害のある方と家族の生活を支援する体制の充実
 - 高次脳機能障害のある方やその家族が地域で安心して生活できるように、高次脳機能障害者支援センターを設置し、専門的な相談支援や普及啓発、関係機関との連携強化を推進します。また、当事者や家族、医療・福祉・教育・就労などの関係機関で構成する地域協議会を設置し、地域の実情に応じた切れ目のない支援体制の整備を進めます。

(2)基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

- ・ 障害特性に応じた意思疎通支援の充実
 - 手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段に関する理解促進や普及啓発を推進するとともに、障害特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣や確保、育成に取り組めます。また、行政サービスや地域活動において、誰もが必要な情報を取得・利用し、円滑な意思疎通を図ることができる環境整備を進め、障害のある方の社会参加の促進を図ります。

4 成果指標（アウトプット指標）の設定

本計画の最終年度である令和11年度の目標値の達成に向け、進捗状況を適切に管理するため、新たに令和9年度及び令和10年度の目標値を設定する。

また、社会情勢の変化や進捗状況等諸般の事情を総合的に勘案した結果見直しが必要な項目について、令和11年度の目標値の再設定を行うものとする。

■基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

指標	目標値			
	R 6	R 9	R10	R11
障害のある方への理解が深まってきたと回答した割合※1	—	—	—	基準値比増
(1) 障害理解サポーター事業における障害理解サポーター養成研修実施回数	43 回	50 回	50 回	50 回
(2) パラスポーツにかかるイベント等の開催回数	50 回	70 回	75 回	80 回 ※見直し
(3) Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAI の入場者数	3,900 人	4,200 人	4,200 人	4,300 人

※1 基準値：令和4年度 仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果 52.1%

■基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

指標	目標値			
	R 6	R 9	R10	R11
障害児の家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度※2	—	—	—	基準値比増
(1) 児童発達支援センターによる相談支援回数	2,500 回	2,200 回	2,200 回	<u>2,300 回</u> ※見直し
(2) 児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	1,600 回	1,200 回	1,200 回	<u>1,250 回</u> ※見直し
(3) 保育所等訪問支援事業所による支援回数	432 回	574 回	624 回	672 回
(4) アーチルによる施設支援を目的として訪問した学校数(通常学級・支援学級)	17 校	32 校	37 校	42 校
(5) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	19 箇所	22 箇所	25 箇所	<u>28 箇所</u> ※見直し

※2 基準値：令和4年度 仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果 2.31

■基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

指標	目標値			
	R 6	R 9	R10	R11
障害のある方・家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度※3	—	—	—	基準値比増
(1) 地域生活支援拠点における基幹相談支援センター等とのケース検討回数	17 回	35 回	35 回	<u>35 回</u> ※見直し
(2) 基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化の取組件数	80 回	100 回	100 回	<u>100 回</u> ※見直し
(3) 共同生活援助（グループホーム）の利用者数/月	1,609 人	2,186 人	2,389 人	<u>2,611 人</u> ※見直し
(4) 短期入所事業所（医療型）の利用者数/月	34 人	93 人	103 人	<u>114 人</u> ※見直し
(5) 視覚障害者支援センターにおける ICT 機器等利用に関する相談者数	318 人	348 人	351 人	<u>354 人</u> ※見直し

※3 基準値：令和4年度 仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果 2.48

■基本方針４ 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

指標	目標値			
	R 6	R 9	R10	R11
障害のある方・家族の希望に応じた社会参加や就労に向けた取り組みへの評価度※4	—	—	—	基準値比増
(1) 障害者雇用促進セミナーの開催回数	4 回	4 回	4 回	4 回
(2) 就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数	4 回	4 回	4 回	4 回
(3) ふれあい製品フェアや市内の商業施設等での販売会開催回数	20 回	26 回	26 回	<u>26 回</u> ※見直し
(4) 障害のある方の鑑賞、創造、発表の機会の拡大に資する取組回数	4 回	5 回	6 回	<u>6 回</u> ※見直し
(5) パラスポーツ教室開催回数	6 回	8 回	8 回	<u>8 回</u> ※見直し

※4 基準値：令和5年度 仙台市市民意識調査結果 年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらない、一人ひとりの状況に応じた就労や社会参加などの機会づくり（施策評価度 2.55）

■基本方針５ 安心して暮らせる生活環境の整備

指標	目標値			
	R 6	R 9	R10	R11
障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みへの評価度※5	—	—	—	基準値比増
(1) (仮称) 青葉障害者福祉センターの整備の進捗状況	実施設計	建設工事	建設工事	運営
(2) 生活介護事業所の定員数	1,401 人	1,685 人	1,708 人	<u>1,754 人</u> ※見直し
(3) 災害時個別計画の新規作成件数	20 件	20 件	20 件	20 件
(4) 事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数	2 回	2 回	2 回	2 回
(5) 障害福祉事務センターの運営	設置	運営	運営	運営

※5 基準値：令和5年度 仙台市市民意識調査結果 一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことができるまちである（施策評価度 2.66）